



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 共栄タンカー株式会社
代表者名 代表取締役社長 林田 一男
(コード番号 9130 東証 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 中嶋 靖
(TEL. 03-4477-7171)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 86 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下、本議案において「改正会社法」という。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨への規定を変更するものであります。

- ② その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うとともに、重複する規定の削除および一部文言の修正を行うものであります。
- ③ なお、本定款変更は定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (条文省略) 3. (条文省略) <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <u>4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委</u></p>

<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>に欠員または事故があるときは、<u>取締役社長</u>が、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>取締役の全員</u>が<u>取締役会の決議事項</u>について、<u>書面または電磁的記録により同意</u>をしたときは、<u>当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下、「報酬等」という。)</u> は、<u>株主総会の決議</u>によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議を</u></p>	<p><u>員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項</u>について<u>提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員の書面または電磁的記録により同意をしたときは、<u>当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議</u>によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議を</u></p>
--	---

<p>もって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任において免除することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (新設)</p> <p>(員数) 第 28 条 <u>当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 29 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 31 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発</u></p>	<p>もって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の<u>限度</u>において免除することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第 28 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (常勤の監査等委員) 第 29 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p>する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる</u></p>	
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任において免除することができる。</u></p>	
<p>2. <u>当社は、会社法第427条第項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
	<p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p>
	<p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 計算 (事業年度)</p>	<p>第6章 計算 (事業年度)</p>

<p>第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>32</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第<u>33</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第<u>459</u>条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則 第<u>1</u>条 当社は、会社法第<u>426</u>条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第<u>423</u>条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日

以上